

「こども計画(仮)」を考える 市民ワークショップ



れんたいうはれる たかやまのよあけ

超図解 主な対応関係

H6.5 批准

世界
子ども権利条約

R5.4 施行

国
こども基本法

R5.12 決定

国
こども大綱

岐阜県
こども計画

R7.3 決定予定

高山市
こども計画

■国においては「こどもまんなか社会」実現に向けて「こども家庭庁」が発足し、同日に施行された「こども基本法」においては、国が定める「こども大綱」を踏まえ、県や市は「こども計画」の策定に努めることが規定されました。

■高山市では、市議会から「こどもの権利擁護を含む総括的な条例」の整備に向けて取り組むよう政策提言を受けたことも踏まえ、令和6年度末の新たな市の「こども計画」の策定に向けて、どのようなまちづくりに取り組むか幅広い分野から検討しています。

■市民に身近で、関わりの深い分野のため、多くの市民や子育て関係団体の参画を得て取り組みを進めたいと考え、毎月1回ペースでテーマを変え、市民ワークショップ（学習＆意見交換会）を開催します。

第7回ワークショップ

日 時 令和6年6月26日 水曜日
19時～20時30分予定

場 所 高山市役所 地下大会議室（+Zoom）

テーマ 教育

対象者 市内在住、在学、在勤の個人
市内で子ども子育て関係で活動する団体

申込み 令和6年6月25日までに
QRコード ☎0577-57-7001

6/26



<https://logoform.jp/f/VTGqd>

高山市 こども政策課